
本プランのめざす社会と基本方向

1 ジェンダー平等が実現した、「次なる茨木」のすがた

性別にかかわらず、一人ひとりの「幸せ」がかなうまち いばらき

「誰もが互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会」

・・男女共同参画社会とは……(男女共同参画社会基本法第2条)……

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

.....

2 計画の基本方向

- 1 ジェンダー平等社会の実現に向けた意識改革
- 2 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
- 3 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進
- 4 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備